平成２３年（フ）第３２１号
兵庫県加古川市別府町石町６番地の４　別府マンション304号　中村方、従前の住所兵庫県加古川市平岡町山之上576番地の１　サンコミュニティＢ－Ｄ号
債務者　日吉　文香（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３７０号
兵庫県姫路市保城216番地１サニーパレス野里103号、従前の住所兵庫県姫路市野里上野町１丁目６番26―206号
債務者　宮田こと　増田　　操（旧姓湯浅）
１　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２０９号
香川県さぬき市志度461番地４
債務者　山﨑　利明
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２１１号
香川県高松市松島町１丁目４番８号
債務者　福島キクヨ（旧姓片岡）
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２３０号
香川県高松市朝日町２丁目19番14号
債務者　鴻上トシ子
１　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２７１号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1400番地
債務者　金城　早苗
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第９４号
北海道虻田郡洞爺湖町入江39番地134、住民票上の住所北海道虻田郡洞爺湖町入江170番地62
債務者　菊地登美子
１　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
北海道虻田郡洞爺湖町入江190番地の221
債務者　大須田末子
１　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
北海道虻田郡洞爺湖町入江190番地の221
債務者　大須田剛士
１　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
山形県鶴岡市大東町12番19号
債務者　中村　　徹
１　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第２９２号
新潟市中央区女池西２丁目８番２号
債務者　丸山　一意
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２８号
新潟市西蒲区東中645番地
債務者　堀　　広美
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４２号
新潟市中央区大島66番地２、住民票上の住所新潟市中央区鳥屋野146番地５
債務者　松原　裕香
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５４号
新潟市北区鳥屋196番地
債務者　幸内　和美
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７号
北海道札幌市豊平区月寒西２条10丁目２番72―203号、前住所新潟県上越市春日新田３丁目３番９号
債務者　瀧田　隆雄
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第４８０号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目16番13―405号
債務者　岸田　光央
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５１２号
大阪府貝塚市三ツ松953番地４、前住所大阪市東住吉区杭全２丁目13番10―1104号
債務者　林　　利宏
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係